

## 民間投資促進特区（農業版） 対象業種一覧表

分 類	01 農業
主要関連業種	下記に示すとおり、経営の多角化に向け、関連する業種を取り込んで自ら農業生産を行う場合に限る。
	i 自ら生産した農畜産物等を即時出荷・販売するだけでなく、加工場を設置し、漬物や菓子、ジャム、ピューレ、カット野菜、ハム・ソーセージ等、地域食材を活用した新商品の開発を行う。
	ii 農畜産物を活用し、農産物直売所での販売や量販店との契約栽培、インターネット販売、農家レストラン等の運営を行う。
	iii 農畜産物を活用し、農産加工や収穫体験の場を提供する宿泊・滞在型のグリーン・ツーリズム、観光産業との連携を図る取組を行う。
	iv 農畜産物の生産により副次的に生産される農業資源を活用し、飼料やたい肥等の製造及び販売の取組を行う。
関連する業種	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）
	58 飲食料品小売業
	75 宿泊業
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業

※関連する業種の番号は、日本標準産業分類の分類番号(平成19年11月改定)を示す。